○農林水産省告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県耶麻郡猪苗代町大字壺楊字岩ノ入一五二〇の一、字水上山二二七六、大字翁沢字君ケ下九二四、大字若宮字高森山甲二九八八の八二、字吾妻山甲二九九八の七七六、字小白布山甲二九九一の一三〇から甲二九九一の一三二まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高森山甲二九八八の八二・字小白布山甲二九九一の一三〇・甲二九九一の一三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字牛沢山乙三九九〇の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県郡山市**逢**瀬町多田野字ソネノ木堂一の三、一の五（国有林）、字狐塚一の四、一の五・一の六（以上二筆国有林）、字高篠一の一、一の四、一の七、字黒岩山一の一、字大木立一の一、字入狐塚一、字トケ森一、字釜場山一の一、一の二、字吹倒一、字滑石一、字額取一の一、一の二、字水道山一の一、字猿ケ番場一の一から一の三まで、字三ノ沢一、字鳥海沢一の一、字コウスベ一、字大萱野一、字片平萱一の一、字半兵衛釜一、字二本ブナ一、字胡桃滝一、字石切場一の二（国有林）、一の一、一の三、一の四、字二ノ沢一、**逢**瀬町河内字大岩山一の一から一の一六まで、一の一八から一の二〇まで、湖南町横沢字伊藤落二六二七の一、湖南町中野字**櫛**ケ峯六六一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県あわら市清滝五七字北一ノ谷一、五八字北二ノ谷一の一、一の二、五九字北三ノ谷一の一から一の六まで、六〇字口ノ谷一から三まで、六一字水坪一、六二字荒谷一、六三字金神坊一、二、六四字奥ノ谷一の一、一の二、六五字神戸谷一、六六字南一ノ谷一の一、六七字南二ノ谷一の一から一の三まで、一の六、六八字南三ノ谷一の一から一の三まで、六九字北郷坂一の一から一の三まで、七〇字剱岳一、二、七一字長房谷一の一、一の四、一の五、七二字長尾一の一、七三字北又一の一、七四字間元一の一、七五字松木谷一の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町女形谷六二字南ケ谷一の一、一の二、三、四、五の一から五の三まで、六、七、八の一、八の二、九の一、六三字岩ケ谷一、三、四、五の一、五の二、六から九まで、一〇の一から一〇の七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百二十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　市街地再開発事業の種類及び名称　長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間　事業計画の認可の公告の日から令和八年度まで

三　施行地区　新潟県長岡市大手通二丁目、表町二丁目、坂之上町二丁目及び東坂之上町二丁目の各一部

四　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地　新潟県長岡市東坂之上町二丁目五番地十一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日

平成三十一年三月十三日

七　施行規程の変更の認可の年月日

令和元年九月十一日（第一回変更）

令和三年五月二十四日（第二回変更）

令和五年三月二十二日（第三回変更）

令和七年二月二十七日（第四回変更）

八　事業計画の変更の認可の年月日

令和元年九月十一日（第一回変更）

令和三年五月二十四日（第二回変更）

令和三年十一月九日（第三回変更）

令和四年八月十二日（第四回変更）

令和五年三月二十二日（第五回変更）

令和七年二月二十七日（第六回変更）

令和七年五月十二日（第七回変更）

令和八年三月三十日（第八回変更）